

日本科学者会議
京都支部ニュース 8月号 No. 474
2023年8月16日発行

〒604-0931京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・JSA女性研究者・技術者委員会よりお知らせ（清水民子）..... 2
- ・ひきこもり学会主催シンポジウムの案内（近藤真理子）..... 2
- ・『日本の科学者』読書会7月例会（7/18）の報告
「6月号特集:教育の自由, 学ぶ権利を取り戻す」（近藤真理子）..... 3
- ・市民科学公開講座「第21回市民科学研究会」の報告（左近拓男）..... 6
- ・原水爆禁止2023年世界大会 科学者集会報告（左近拓男）..... 8
- ・「京都の市民と大学人のつどい」の報告（細川孝）..... 11
- ・2023年 平和のための京都の戦争展企画 講演の報告（前田耕治）..... 12
- ・寄稿：原発事故による健康被害について（その7）（大倉弘之）..... 14
- ・京都支部関連行事 15
- ・支部幹事会だより 16

<会費の早期納入のお願い>

今年度会費の納入率は8月10日現在69%となっています。引き続き今年度会費（一般会員：14,400円，特別会費会員：7,200円，家族割会員：4,200円，若手会員：4,200円）の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は、あわせて納入いただきますようお願いいたします。未納の方には振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Emailアドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。

（支部財政担当幹事）

JSA女性研究者・技術者委員会よりお知らせ
(メーリングリストmimosa)
第17回女性研究者・技術者全国シンポジウム

2023年8月19日(土)13:00～17:00

Zoomによるオンライン開催

テーマ: 大学院生から学長までの道のり

プログラム

13:00～ 進行説明: 実行委員長・笹倉万里子氏

開会のことば: JSA女性研究者・技術者委員会委員長・廣森直子氏

13:10～ 基調講演: 河野銀子氏(山形大学)「女性学長を増やすための6つの鍵:
女性学長の共同研究を通して」

(参考: 『女性学長はどうすれば増えるのか』東信堂)

15:10-15:25 休憩

15:25～ パネル・ディスカッション「院生からここにいたるまで、そしてこれから」

大竹美登利氏(元東京学芸大学), 岸田未来氏(立命館大学),

宮本ともみ氏(岩手大学)

司会: 久米鏡花氏, 峰尾菜生子氏

16:55～ 閉会のことば

閉会后, 1時間程度オンライン懇親会実施予定.

申込フォーム: メーリングリストおよび支部より配信のメールをご覧ください.

ご不明の方は幹事会メールにお問い合わせください.

(文責: 清水民子)

シンポジウム 親でも、しんどいって言える場所がほしかったんよ

世間から責められ, そんな自分を責め, 誰にも言えず抱えていた思いを吐き出しませんか.
親が自分のことを大事にするシンポジウムです.

日時: 10月1日(日)13時30分受付, 14時～17時

会場: 堺市総合福祉会館5階, 大研修室(堺市堺区南瓦町2-1)

主催: ひきこもり学会

後援: 大阪経済大学, 日本科学者会議社会的ひきこもりと今日的な課題検討委員会(代

表 伊田 近藤(京都支部)), NPO法人堺子育て・教育ネットワーク, 京都市東山区

「不登校・ひきこもりを考える親の会」シオンの家 ほか

問い合わせ先: 070-5675-3408(藤本 京都支部) takai@osaka-ue.ac.jp(高井)

(文責: 近藤真理子)

『日本の科学者』読書会7月例会(7/18)の報告

6月号 特集：教育の自由，学ぶ権利を取り戻す

7月18日(火)15:30～17:40オンラインで開催された(参加者9名)。

今回は4名の執筆者をゲストに、内容で書ききれなかったこと、補足をしたいことなどをご提案をして頂き、そこから議論を進めた。執筆者同士での質問もあり、雑誌の構成がより深まった時間となった。清水さんからは観点をまとめ、ご質問もなされ、ご意見とご感想を示してくださっている、そこに五島さんが答えるという形となり、活発なやりとりとなった。なお、以下の4つの論文に対する報告は、著者ご自身によるものである。

中島哲彦「教育基本法「改正」の認識論と解釈論—民主教育のための戦略」

「悪法もまた法なり」という法格言がある。これをソクラテスの言葉であると信じる向きもあるが、おそらく俗説だろう。この格言は、たとえ悪い法であっても、それが効力をもっているかぎり、その法には従わなければならない、といった意味に理解されている。

しかし、今日では、悪法を排除する手立てがある。一つは、両院の過半数を超える議席を得て、その法を廃止または改正することだ。もう一つは、裁判所から違憲判決を引き出して、国会にその法の改廃を迫る道もある。

さらに、まともな上位法が存在するときは、悪法を上位法の枠内に封じ込めて無効化したり、チャンスがあれば部分的にせよ自らの武器に仕立て直したりすることも、選択肢として視野に入れるべきだ。

2006年の教育基本法「改正」の背後に改悪の意図があったと見ることは、認識論として正しい。しかし、闘いはまだ終わっていない。

いま必要なことは、その政治的意図を実現させず、打ち砕くことで、再改正が可能となる客観的条件を作り出すことである

西田喜一「地方教育行政にかかわる行政権の強化は、学習・教育になにをもたらすのか」

寝屋川市の条例について、以下のような補足を加えて説明した。このような条例制定は、何かいじめに関してセンセーショナルなことが起こった場合に行われることが考えられるが、寝屋川市においてはいじめ関連の重大な事態が生じたことをうけて制定されたわけではない。そのため、教育委員会に対する厳しい意見が生じたことから制定された、というような経緯は確認できていない。ただし、今後これを皮切りにして、一般行政が教育行政に介入しやすくなっていく可能性がある。

大阪府下では、大阪維新系の首長を擁する自治体が教育行政に積極的に関与・介入する例はしばしば見聞きされるが、寝屋川市は非維新系市長である。維新でなくとも教育・教育行政に関連した首長権限の強化を図る動きがあることは注意する必要がある。例えば大阪以外では、岐阜市において、寝屋川市と同様のものが提案されたが、市長の権限を削除するなど修正がなされている。岐阜市の場合は、中3の男子生徒のいじめによる自殺問題が契機であった。

また、地方自治体における行政権の強化において、一般行政の強化だけでなく、教育行政の強化についても文科省内で議論

が進んでいる。自治体内での行政機関への権限集中化は、いずれも、団体自治の強化はありえても、住民自治の強化には進む方向にはない。このような流れが続くならば、今後自治的な文化は一層の衰退を余儀なくされるのではないだろうか。

井前弘幸「大阪から始まる公教育の破壊と闘うために一大阪市の義務教育の現状から」

大阪市は、首長が主導する「総合教育会議」で決定される「教育振興基本計画(5カ年計画)」と大阪市職員基本条例によって行政区長が教育次長を兼務する「市長—教育委員会—区長—校長」の上意下達の2本柱が築かれている。教育委員会の一般行政からの独立性・主体性はほとんど失われていると言っている。その2本柱の下に、自己目標を「基本計画」と上意下達の教育目標に厳格に従属させ、学力テストやアンケートの数値目標達成状況に応じて給与の格差化まで行う「教職員人事評価」が置かれている。

その下で、全国学力テスト、大阪府チャレンジテスト、大阪市経年テスト等が実施され過度に競争的なテスト体制による「学力」至上主義の学校生活が子どもたちに押しつけられるガチガチの体制が作られ、子どもたちもまた「学校安心ルール」によって縛られ管理されている。

「教育振興基本計画」の内容審議を議題とする教育委員会会議は、総合教育会議直前のパブコメの対象となる「計画(案)」決定までは、すべて「非公開」の秘密会で審議され、市民に政策決定の過程は明らかにされない。

大阪に教育行政のあり方の根本からの問い直すような市民世論をつくりだしていかなければならない。

五島丸太「学校教育法を見直し、特別支援学校の在り方を考察する 一法に反すること

はしてはならないが、法を超えることは良き未来をつくる」

この投稿の動機は大阪府における各市立支援の府立移管の政策の一環として「堺市立百舌鳥支援学校と堺市立にわだに支援学校」の府立移管を差し止めたいという切実な思いであった。府下ではすでに堺の2校になった市立支援学校は、情報通の筋からは「堺市トップのレベルではすでに府立移管が決まっている」という話があった。また堺市広報には目立たない箇所に府立移管を匂わすような「有識者会議」の掲載、後付けのためのアリバイづくりとも感じられるような記事があった。

すでに府立移管されている大阪市はじめ各市立支援学校では、教室不足、教材費不足、通学区域の変更等々の問題が溢れている。これは特別な支援を要する子どもたちと家族のことを第一に考えた政策ではなく、府と市の二重行政解消という経済効率？優先の都構想の先取りとして実施され、支援学校教育の充実の視点に欠けた移管を行った結果である。

その流れと問題を解決する理論を投稿したが、要点は①学校教育施行条例の一部項目が教育基本法に反していること②府立移管が国連勧告に反していることの2点であった。

特別支援学校義務制は障害児が就学免除制度のために学校に行けなかった事態を解消する歴史的意義が大きい法律条項である。しかし、設置義務を都道府県にしたことが今や「間違った部分」であり教育の機会均等に反するものである。「健常児」は日常の生活圏にある学校に歩いて通うことができる。しかし「障害児」はバスに乗って遠くにある学校に通わなければならない。この状態だけでもインクルーシブ教育に反するものであることは明らかである。ここで紹介した市立百舌鳥支援学校での交流・共同教育の

実践、とくに「居住地校交流」は人事異動も行政レベルでも職員組合レベルでも堺市の教職員であるから可能なのである。市立支援学校の府立移管政策はインクルーシブ教育推進の流れに逆行するものであることは明らかである。堺市においても2校の支援学校をより小規模化し、各区に1校の、できれば日常の生活圏の範囲内で1校の支援学校を通常学校の敷地内に併設または隣接する方向を模索していく時期に来ている。

最新のビッグニュースであるが、投稿した論文の趣旨を堺市議会議員さんが行政当局と議会や折衝で活用してくださり、結果、教室不足で困っている2校の支援学校の分校…新校…を、少子化で在籍数が減った通常学校に併設する具体案が検討された！地方のごく一部で県立支援学校の分校・分教室が小学校に併設されている事例がある。また、文科省も高校学校に支援学校の分室を併設する試行を提案している。

少子化で通常学校の空き教室空き棟が目立ってきている一方で、支援学校は教室不足で困窮している。この状態を「絶好のチャンス」として、過大過密な都道府県立支援学校を細分化し市町村立通常学校に併設する。できればこの際に、義務を都道府県から市町村立に逆移管する…本来の教育の機会均等の理念に則したものに法改正し、法律条項もインクルーシブ教育を推進するものによって欲しいと願う。

紹介：五島丸太「学校教育法を見直し、特別支援学校の在り方を考察する 一法に反することはしてはならないが、法を超えることはよき未来をつくる」（紹介者：清水民子）
論文要旨

本論文は、国連障害者権利委員会「日本の報告に関する総括所見」(2022.9.9)の受けとめ方をめぐる議論と著者のかかわってきた堺市の特別支援教育の実践の紹介という2本柱の構成になっている。

文部科学省通知「特別支援学級及び通級による適切な運用について」(2022.4.27)などに示された日本の「障がい者を分離して実施されている特殊教育」施策に国連委員会がその「永続化を懸念」し、「インクルーシブ教育への権利を認める」よう要請したことについて、全国障害者問題研究会は委員長談話で国連委員会「勧告」を「適切に受けとめる」とし、著者も立場を同じくしつつ、現状では「通常学級が学力重視」であり、「通常学校・通常学級が障害のある子どもへの排除圧力を強め続けている」と指摘し、「社会で生きるための共生教育と個々の発達を保障するための狭義の「特別支援教育」とが同時に保障されなければならない」と主張する。

現学校教育法では都道府県に特別支援学校の設置義務があり、障害をかかえる子どもが遠方への通学を余儀なくされるという問題がある。著者は「支援学校の地域化」「支援学校の小学部・中学部の市町村立への移管」を主張する。

堺市は市立の支援学校を設置し、健常児と障害児の「共同・交流」の独自性ある実践を「交流委員会」を設けて進めてきた。「学校間交流」では小学校6年生が支援学校を訪問し、活動をともしする。「居住地校交流」では支援学校在籍児が担任・保護者とともに居住地校の行事に参加する。特別支援教育の質の高まりをめざして「堺市特別支援教育研究協議会」を設け、レクリエーション・スポーツ・宿泊行事を企画する。これらのとりくみを進めるうえで、「市立」学校間の人事異動、共通行事、共同研修などの条件が役立った。

当日の著者補足発言

大阪では府下の市立支援学校の府立への移管が進み、残るは堺市立の2校のみとなっている。その堺市にも危機は迫っている気配がある。

移管された支援学校では、教室不足、教材費不足、通学区域の変更等、支援学校充実の視点に欠ける実情が生じている。

①学校教育施行条例の一部項目は教育基本法に反している、②支援学校の府立移管は国連委員会勧告に反している、インクルーシブ教育推進にも反している、以上2項をとくに訴えたい。

本論文の主旨を活用して堺市では、教室不足の支援学校の分校を在籍児童数の減少した通常学校に併設・新設する動きが市会議員の支援もえて始まっている。支援学

校の過大過密状態は細分化・分校設置・通常学校の空き教室利用などの方向で解消すべきである。インクルーシブ教育推進のための法改正も必要である。

紹介者感想

インクルーシブ教育をめざす方向性は正しいと思うが、「養護学校」から「特別支援学校」へと蓄積されてきた日本の支援教育実践にはすぐれた内容があると思う。個別指導の充実をはかるためにも、それらに学び、活用すべきだと思う。

(文責・近藤真理子)

市民科学公開講座 第21回市民科学研究会 の報告 テーマ「戦争にどう向き合うのか」 主催:NGO市民科学研究所, 協力:NPO法人京都自由大学

2023年7月9日(日)に、京都市こどもみらい館にて市民講座が開催され、3氏の報告があったので、ここに概要をまとめた。

**「我々はどのように戦争を準備するのか」
君島東彦氏(立命館大学国際関係学部教授・国際平和ミュージアム館長)**

君島氏は護憲平和論について解説された。一国による平和ではなく、国際協調が必要であることを強調された。軍拡か軍縮かの問題だけではなく、いずれ戦争へと駆り立てる人々の不安、敵意、憎悪、復讐心を制御すること、(日本と中国、朝鮮間のような)歴史和解の実現、そして軍事によらない紛争制御メカニズムをつくることである。そのためには異なる価値観をもつものが共存することを認め、信頼関係を構築することが重要である。戦後日本は米国の世界戦略に組み込まれ、かつて植民地支配し侵略した東アジア近隣諸国との信頼関係を作れなかった。今

後は東アジアとの適切な信頼関係の構築が、新しい護憲平和論の基調となる。平和を作る主体は政府ではなくて我々市民であり、市民社会、平和運動、NGO活動に注目する必要がある。

そのためには東アジアの全ての国家を包摂する「共通の安全保障」(common security)を100年かけてでも目指す必要がある。欧州のCSCE/OSCEの経験が参考となる。

外交は国家政府間だけでなく、ビジネス、市民、NGO、自治体、宗教団体、民間財団、メディアも外交主体になりうる。今の東アジアのように政府間関係がうまくない場合は、市民社会、NGO、自治体が独自の行動をとりうるし、とるべきである。例:ウランバートルプロセス(武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ 東北アジア NGO)、沖縄県の地域外交(沖縄デニー玉城知事の外交、2023年4月から「地域外交

室)を設置。2023年7月知事の訪中), 東アジア学生平和対話(日中韓学生による), 米国の退役将校13名と安全保障専門家が2023年5月17日のNY Times に「ウクライナ戦争の即時無条件停戦および交渉を提唱する」と題した意見広告を出した。2023年6月にウィーンでNGO International Peace Bureau による「ウクライナの平和のための国際サミット」。

「非武装中立と『市民の科学』—東アジアの平和状態の創生に向けて—」重本直利氏(市民科学京都研究所専任研究員)

マスコミでは連日戦況とその分析の報道が続くが、「戦争にどう向き合うのか」というスタンスが問われることはないし、議論もされないことが問題であることと指摘された。「戦争」に向き合う6つのスタンスについて説明された。

1. まず、「戦争絶対非認」というスタンス

「正義の戦争」も「防衛の戦争」も認めない。市民同士は戦争(殺し合い)をするつもりは全くないし、今も市民交流は数多く続けられている。

ロシアでは市民動員を強制(徴兵)し拡大している。ウクライナでは18歳から60歳までの男性は兵役を拒否できない。拒否すれば「非国民」というレッテルが貼られる。市民は戦争はしたくないにもかかわらず、国家は市民に戦争(殺し合い)を強制する。

2. 戦争当事国の「善・悪」図式批判

「プーチンが悪でゼレンスキーが善」という定説あるいは図式に与しない。何故、ロシアがウクライナに侵攻・侵略し戦争となったのか、「戦争絶対非認」を前提にした上で何故戦争に至ってしまったかを明らかにすることが何よりも重要である。さらに重要なことは、起こった戦争を一刻も早く停戦・終戦させなければならない。「一方が悪で他方が善」という図式で大量の兵器が米国やNATOからウクライナの戦場へ持ち込まれて

いる。戦争は「絶対悪」である。

3. 依然として、軍事力の「勝・敗」から抜け出せない

「ウクライナ戦争」は、かつての「大東亜共栄圏」という「善」を目指す大日本帝国が長い戦争を続けたのと同じように軍事力の「勝・敗」の論理から抜け出せていない。

4. よって、戦争に対する「責任」、そこに「中立」はない

戦争に至った両国家の大統領(=政治権力者)はその重大な責任、つまり、多くの兵士が殺し合い、市民が虐殺されることへの責任を自覚しなければならない。カントの『永久平和のために』では、「国家は所有物ではない。国家は、国家それ自身以外のなものにも支配されたり、処理されたりしてはならない」。プーチンは国家を自らの所有物の如く扱っている。市民も、世界で今も多発する戦争の現実に対する責任「市民の社会的責任」も問わなければならない。

5. 戦争を回避・阻止するのは市民の力

戦争を回避・阻止するのは市民の力である。市民の積極的平和に向けての連帯および国際連帯が平和準備・創設の力である。市民をベースにした国のあり方(政治、経済、教育、文化などの諸制度)にもおよぶ議論が重要。沖縄の抱える基地問題をはじめとする諸問題の解決は日本における積極的平和の試金石と言える。

6. 積極的平和、「9条を守る」とは「非武装中立になる」こと

カントは著書「永遠の平和のために」のなかで、「常備軍は、時とともに全廃されなければならない。なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃できる準備を整えていることによって他の諸国を絶えず戦争の危機に晒しているからである」と記している。カントの時代から200年経っても未だ常備軍は全廃されていない。欧州ではオーストリア、スイスが永世中立国。中米のコスタリカは1948年に

軍隊を廃止し、軍事予算を社会福祉に充て、1983年には非武装永世中立宣言をした。「勇敢な平和」として米国からの脅しに屈しない姿勢である。

米国と地続きの紛争地であった中米地域におけるコスタリカの平和創造の積極的な取り組みは、戦後、絶対平和(武力行使の絶対非認)の憲法をもつ日本が東アジア地域の平和創造に期待された役割でもあった。そこでは何よりも「市民の力」が問われる。

「永世中立と憲法9条」澤野義一氏(大阪経済法科大学法学部特任教授)

ロシアのウクライナ侵略は非武装主義憲法9条では戦争は防げないこと、非武装中立(論)が非現実的なこと等が明らかになったとして、軍事力強化や9条改憲を正当化する言説が散見されるが、ロシアのウクライナ侵略の要因は、憲法9条や非武装中立(論)とは無関係であり、むしろ、アメリカ等の支援によるウクライナの軍事力強化と、改憲により「中立」方針を放棄しNATO加盟を明確にしたこと等が問題ではないか。

中立の形態としては以下の4種類が挙げられる:(1)戦時中立と永世中立、(2)永世中立と中立主義ないし非同盟(中立)、(3)武装永世中立(スイス等)と非武装永世中立(コ

スタリカ)、(4)国家的中立と地域的中立(半島や島等)。

「中立」政策は20世紀の集団的安全保障が登場して以来、また冷戦崩壊以来、存在意義に疑問が指摘されてきたが、国連の集団的安全保障の機能不全や「新冷戦」等により、存在意義は失われていない。これまでの非同盟・中立国はグローバルサウスとしてウクライナ戦争において多数が軍事的中立という立場をとっている。中立国の存在が世界戦争への拡大を防止しているとも言える。国際法では、戦時において「中立」を正当に選択できる。永世中立国やグローバルサウス中立国はウクライナ戦争の仲介役になりうるとの意見もある。非武装永世中立の実践国が登場するのは1983年コスタリカだが、その理論・政策提言は戦後日本にある。憲法制定議会での幣原喜重郎の「非武装永世中立肯定論」の提言が礎である。

非武装永世中立の実践的意義:集団的自衛権行使にかかわる安保関連法制や海外派兵法等を批判する視点だけでなく、日米安保体制(条約)の廃棄の根拠と提案の提示が必要である。例:北東アジアにおける非核・中立地帯設置の際の視点。地域や自治体からの非武装永世中立論(沖縄の非武装中立地域宣言。類似の応用として無防備地域宣言)。(文責:左近拓男)

原水爆禁止2023年世界大会 科学者集会報告
「核を含む大軍拡の嵐の中、大学・学生・高校生から平和の発信を」
開催日:2023年7月29日(土)13:00~16:30 ZOOMオンライン開催

科学者集会は第1回が1987年に長崎で開催され、その後毎年7月末から8月上旬の期間に開催されている。今回はオンラインで開催され140名の参加があった。私も2012年の滋賀や2019年の福岡などに

参加したが、それらの会に劣らない参加者数で盛会となった。

今回の特徴は「平和教育」に焦点をあてて、大学生や高校生も参加してもらっ

て、原水爆禁止運動を若い力で活性化させている活動の報告がなされた。

直野章子氏（京都大学）は、「被爆体験と核兵器廃絶の間」というタイトルで講演された。原水爆禁止運動と日本原水爆被害者団体協議会の設立とその運動の展開について報告された。核兵器廃絶と原爆被害者援護法の制定はいずれも実現していないが核兵器禁止条約（2017年採択、2021年発効）は一筋の光であるとのこと。アメリカ政府への要求もされている。「広島・長崎への原爆投下が人道に反し、国際法に違反することを認め、夜爆者に謝罪すること。その証しとして、まず自国の核兵器を捨て、核兵器廃絶へ主導的な役割を果たすこと」「何よりも『ふたたび被爆者をつくらない』との被爆者の願いにこたえることこそ、アメリカが人類史上において犯した罪を償う唯一の道なのです」。日本政府へは、「反人間的な原爆被害が、戦争の結果生じたものである以上、その被害の補償が戦争を遂行した国の責任」と、原爆被害に対する「国としての償い」を求めている。

赤井純治氏（元新潟大学）は「核を含む大軍拡の嵐の中、大学・学生生から平和の発信を——新潟大非核平和宣言から平和教育の実践／現代学生への向き合い方について問題提起」というタイトルで基調報告された。新潟は、広島、小倉、長崎に次ぐ第四の原爆投下の標的であったことから、新潟で平和活動することは意義があるとのこと。自らの新潟大での平和教育について詳細に説明された。1949年の新制新潟大学の開学式でのイールズ事件から始まる大学での教員への圧力とそれへの学生を含めた全学的な抵抗、1982年からの核廃連学内共闘組織（組合、生協、きのこ雲の会、その後非核の政府を求める会 非核平和宣言

実行委員会、新大9条の会、学生平和サークル）、1985年核兵器禁止ヒロシマ・ナガサキからのアピール署名（新潟市で23.7万筆）、1988年には新潟大学非核平和宣言が発出された。それに合わせて平和講座が開講され、1994年には講義「平和を考える」が開始された。1クラスあたり150名で3クラス開講されていたが、今でも2クラスで開講されている。この講義をもとに、2004年に学生平和サークルが生まれた。2006年にはこのサークルが中心となって平和講演会が開催され、400名の参加があった。2009年にはクラス企画として世界各国首脳へ「ピースレター」を送る活動、2017年6月には受講生であるスペインからの留学生が国連要請行動に参加された。平和運動や平和行進に参加する学生は減少しているが、これまでには元僧侶の西本敦氏（1958年広島から原水禁世界大会の開催される東京へ1人で徒歩、最後にはのべ100万人が参加）、グレタ・トゥーンベリ氏のように、たとえ最初は1人の力でも大きな行動に変えられたことから、これからの若者にも期待しているとのことである。

師井勇一氏（明治大学）「平和創造学の可能性——人権と平和を探求する明治大学より」

最初に、2017年1月15日に朝日新聞に1面分全面広告で掲載された「人権と平和を探求する明治大学」と題した広告を紹介された。明治大学は4つのテーマを挙げているが、そのうち、1. 国際社会への貢献と世界平和の実現に向けて（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との協定に基づき、難民を対象とした入学試験を実施）、2. 軍事利用を目的とする研究・連携活動の禁止（「社会連携ポリシー」の中に「環境保全・平和利用」を

掲げ、軍事利用・人権抑圧等、平和に反する内容を目的とする研究・社会連携活動を一切禁止)の2つが平和に関するテーマである。師井氏は「平和創造学」の観点からの、近年の戦況報道の分析を報告された。最近ではロシアの戦闘行動、北朝鮮の軍拡と核開発、台湾有事の報道が目立つが、欧米や日本の側の行動に関しては大きくは報道されていない。例えば2022年9月末から11月上旬の「北朝鮮ミサイル騒動」では、各報道機関が刻々と発射されるミサイルについて大々的に、事細かに報道していたが、その裏で9/23の米空母ロナルド・レーガン釜山入港に始まる米韓日での合同軍事訓練についての実態は報道されなかった。北朝鮮か、日米韓かどちらが刺激・挑発しているかという問題がある。また、朝鮮戦争は70年間休戦状態にあるが、軍事的解決は現実的か?実現可能か?という問題や、日本海側に位置する原子力発電所のリスクについては報道されていない。手段と平和実現という目的の適合性については、軍事力による威嚇・武力行使、日米安保条約-軍事基地、「抑止力」、「核の傘」いわゆる「現実主義」は声高に語られているが、対話、外交(交渉、協議)、民間交流、文化交流-相互理解の促進、日本国憲法前文および第九条、「非核三原則」、「平和主義」が手段として重要であることを指摘された。

「抑止力論」は「威嚇力」であることも指摘された。相手(仮想敵)に脅威を与えて攻撃を思いとどまらせるのが目的であるが、根拠不明で立証不能、軍事的緊張の高まり(「安全保障のジレンマ」)、威嚇で保たれるとする「平和」の持続可能性という3つの問題点があり、相手側視点の欠如とリスクへの無配慮が問題であると指摘された。これから

は社会的公正・正義の実現を目指す積極的平和(貧困・格差、偏見・差別、環境問題の解決、反原発、核兵器廃絶、反軍事基地、反戦・非戦)が重要であり、国富や社会の限りある資源(税金)の分配、使い方、生活の質の向上、人権・個人の尊厳が必要であることを指摘された。

沖村民雄氏(元高校教員/高校生平和ゼミナール全国連絡センター)

「高校生平和ゼミナールと主権者教育の課題」

中学の「公民」や高校の「公共」は選挙の仕組みや政治機構の学習が中心となっており、知識伝達型の授業、「大学入試に役立つ授業」「就職に役立つ授業」を求める声(生徒?保護者?)がある。教育現場での「政治的中立」については文部省から1969年と2015年に通知が出ており、教員には政治的中立を求め、高校生には学校内における政治活動を禁止し、学校外でも制限している。中学校の教科書では、日本政府が核兵器禁止条約に賛成していないことに疑問の声を紹介しているのは1社のみ高校「公共」「政治・経済」日米安保条約に対する批判的検討がない。国連意章の基本原則(武力行使の禁止)よりも安保理事会の構成、拒否権について説明。核兵器禁止条約については日本政府の反対理由が記述してあっても、その批判には触れないというように、政府の方針に沿った内容となっている。現在では、若者の政治離れ、競争原理と自己責任論、貧困と格差の拡大のために今日の政府の教育行政のもとで学校における平和・憲法教育が後退しており、学校という空間における「同調圧力」のために、友だちに政治や社会の問題を話しにくい状況となっている。これらの状況を打開するために、学校のなかでの日本国憲法と国連憲章の学

習、ディベート、討論学習、模擬投票、政策提言づくり、模擬国会の実施、平和や社会問題を学ぶサークルの開設が必要である。有志による文化祭での展示を学校の外では、高校生平和ゼミや学生平和ゼミナールの輪を広げることが重要である。

武蔵野大学、慶應大学の学生から学生ゼミナールの実施状況について報告された。また、新潟大の学生は「核兵器禁止条約の署名・批准を求める高校生署名に取り組んで」と題して沖縄をはじめ全国の高校生平和ゼミナールの活動紹介がなされた。（文責：左近拓男）

「京都の市民と大学人のつどい」を開催

8月1日、龍谷大学響都ホール校友会館において「平和の準備を広げようー京都の市民と大学人のつどい・2023年夏ー」が開催された。主催は、日本科学者会議京都支部も参加する実行委員会であり、2月28日に続く「つどい」となった。

まず奥野恒久さん（京都憲法会議）が「憲法と平和をめぐる情勢」と題して報告された。改訂された「安保三文書」（2022年12月16日閣議決定）が現実化し、「安全保障政策の大転換」が進んでいること、通常国会で成立した「改定入管難民法」「LGBTQ理解増進法」などや、日本維新の会・馬場伸幸代表の「ヘイト発言」（7月23日）に見られるように、この国の人権感覚と「民主主義」が問われていること、衆議院解散・総選挙を経て改憲が目ざされている状況が語られた。平和について市民が主体的に考え、市民が憲法を取り戻すことと、「どんなことがあっても戦争はしない」というのが日本国憲法の核心であることが強調された。

続いて、秋林こずえさん（同志社大学）が「『平和構想提言』の意義」のテーマで講演された。2022年12月15日に公表された平和構想提言会議「戦争では

なく平和の準備を一“抑止力”で戦争は防げないー」の概要が紹介され、軍事力中心主義と「抑止力神話」からの脱却ということが強調された。続いて、秋林さんの専門であるジェンダー研究を踏まえて、「ジェンダーの視点からの『抑止力』批判」「国際フェミニスト平和運動が目指すもの」「フェミニストが構想する真の安全保障と生命を尊ぶ文化」について話された。最後に、「フェミニズムから平和の準備を」ということで、日々の生活の権力関係（家父長制）をなくすことで脱軍事化を図ること、暴力的な「男らしさ」・権力の行使を容認する価値観を変えることなどが強調された。

「つどい」の最後に、倉本芽美さん（KNOW NUKES TOKYO）、長岡信行さん（KBS京都アクセスクラブ）、有地淑羽さん（核廃絶ネットワーク京都・アボリション2000）の3人が発言された。学生である倉本さんは、「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組んでいる様子を語られた。長岡さんは、全国で唯一の市民と放送労働者が共同した番組（KBS京都ラジオ）づくりについて紹介された。有地さんは、核兵器廃絶ネットワーク京都の企画（講演会と映画上映会）について紹介され

た。全体の司会は、砂脇恵さん（龍谷大学）に担当いただいた。

今回の「つどい」は京都支部の他に、核兵器廃絶ネットワーク京都、京都憲法会議、京滋地区私立大学教職員組合連合、民放労連京都放送労働組合の4団体が協力している。この間の共同を通じた

広がりが見られる。その一方で、参加者は40人足らずであり、広報等の点で課題を残した。時期的なことや猛暑が続いているとはいえ、今後の取り組みに向けての教訓としていきたい。

（文責：細川孝）

2023年 平和のための京都の戦争展企画 講演 大久保賢一氏「迫りくる核戦争の危機と私たち 核兵器廃絶と9条の世界化を」

8月2日、長浜バイオ大学京都キャンパスにて、核兵器廃絶ネットワーク京都の主催で、「平和のための京都の戦争展」のなかの企画として、標記講演会が行われた。講師は、弁護士でありながら、日本反核法律家協会会長・核兵器廃絶日本NGO連絡会共同代表を務める大久保賢一氏であった。

<講演の部>

冒頭、核戦争による終末時計が残り100秒から90秒に縮まったという警告から始まった。大久保氏は、核をめぐる世界の現状を、ロシアとNATOの対立、朝鮮半島の現状、米国の中国包囲網について解説し、核戦争の危機が迫っていることに警鐘を鳴らした。さらに、日本の「安保3文書」による防衛戦略を、現代版「国家総動員体制」であると断じて、私たち市民への影響を生命と精神の2点にわたって解説した。第1に、国、地方公共団体、指定公共機関等の協力で、避難計画の策定が行われるが、核弾頭に対する市民への対処策はないに等しいこと。第2に、国と郷土への愛国心の涵養、自衛官、海上保安官、警察官などへの感謝が益々強調され、それらへの反対は「反

日分子」とヘイトスピーチの対象にされていくこと。

講演では、新しい防衛戦略のなかで、核兵器が許容される根拠となる「核抑止論」「核共有論」に触れて、「核抑止論」の虚妄と危険性について全面的に展開した。「米ソ間に戦争が起きず平和が続いたのは核兵器のお陰」と、非科学的で無関係な因果関係がふりまかれ、「核抑止論」の信奉が核兵器禁止条約への賛同を阻んでいる。さらに、核兵器が存在する限り、核兵器の水平的拡散（他国への広がり）、垂直的拡散（使える核兵器の開発）が止まらないのが現実であり、つねに人為的・機械的ミスでの核使用は否定できないとし、現実には核戦争が起こる可能性は高まり続けると警告した。

以上の状況を、「核持って絶滅危惧種仲間入り」という川柳で風刺しつつ、現実には核兵器を廃絶する道筋として、核兵器禁止条約の普遍化を訴えた。その支えとなるのが、「比類のない徹底した戦争否定」である平和憲法の本質と9条であることを訴えて、核兵器が出現した世の中では、戦争を非合法化していく世界法廷を設立しなければならないと強調し

た。そのために一番大事なこととして、マルクスの「ドイツイデオロギー」を引用して、「市民社会」こそが社会を変える原動力であることを訴えた。

＜女子学生との対談の部＞

講演の後、大久保氏とKnow Nukes Tokyo(以下、KNT)で活動する京都の女子大学生との間で対談が行われた。年齢差50歳以上の二人の「活動家」の対談は、世代間をつなぐことの意義と可能性を感じさせてくれた。その対話の要約を下記に記す。

大久保氏 (O) 二十歳の頃にビキニデーに参加。KNTの若い人のエネルギーの源を知りたい。

学生 (K) 広島出身で、核に興味を持ったのは高校時代で、大学に入ってから核兵器を肯定する考えがあるのを知って、そのことに対する自分のもやもやを解決したいと思ったのが原点。

O 自分の問題として考えることが大切。今NGOでクラウドファンディングをやっている、コアになる若者による事務局があっている。体験してはいないが、被爆者の思いを自分の未来として考えるのが大切。それを実現したいときに困っていることはありますか？

K 自分の思いを友人に言えない壁がある。所属する団体や仲間があって活動できる。

O 私の学生時代は、ベトナム問題、沖縄返還問題があった。その頃は、キャンパス内で抵抗がなかった。今の大学では政治が話題になるのが難しいと思うが、そのなかで活動の先輩はどのような存在か？

K 長年活動されている方は思想や経験があると思うが、私はときどき揺らぐことも多い。先輩から出てくる言葉には励

まされることが多い。世代が違うのはマイナスではない。若い人への継承という点では、自分の感性で若い人に伝えるのも大切。

O 活動のなかで政治家と話していて幻滅したり励まされたりすることはありますか。

K ある県の議員から、「核兵器は国のことだから私は言う立場にはないです。でも、個人的にはない方がいいと思いますよ」と言われた。政治家個人で思っていることが政治に生かされないというのは、民主主義とは何だろうと思ってしまう。逆に、国会で頑張っている政治家をみると、励まされることもある。理解のない議員さんにはどこから話を入れていけばいいのか悩む。

O 私自身も他人まかせにはしてはいけないと思い、ベトナムや沖縄問題で、自分自身がどのような政治的選択をすればいいかと考えた。

K 自分の問題意識と政治の接点を見つけるのが難しい。知る機会を作りたいと思う。

O なぜ選挙権年齢を下げたのか。それは若い人の自民党支持率が高いから。なぜ若い人は政治を語らないのか。

K 普段仲のいい子は自民党推しかな。核問題知らずに、長い自民党政治をみると自民党なのかなと思ってしまう。

O こんな川柳がある。「核を持つ猿が減ばす青い星」。この地球で何が起きているのか。気候変動や格差に比べれば、核をなくすのはそれほど厄介ではない。技術的にはむしろ原発をなくす方が大変。核物質の量はけた外れに多いから。核兵器をもっていない国の方が多い。核を肯定する政治家が選ばれ続ける。見えないところが多い。

K 見ようとしていないことが多い。知ることがやはり大事。KNTでも伝えるためにどういう言葉を選ぶかを考えている。

O 所沢の戦争展。KNTのおかげで普段の倍くらいの人が集まってくれた。あなたたちの存在は私たちの世代にも励みです。（会場拍手）

K 世代関係なく話し合っていたらいいと思う。自分たちが間違っていないことがわかる。

大久保氏は核兵器廃絶日本NGO連絡会の1000万円目標のクラウドファンディング

グのアピールを行った。原水協、原水禁、創価学会、色んな組織が入っている面白い組織であり、すべての政党と話し合い。超党派のしっかりした事務局体制を作ることを目指す。

講演会の最後に、被爆二世三世の会の平さんが、被爆の実相を語り継ぐことの重要性と、人類最初の核実験であるトリニティ実験以来、2000回を超える核実験が続いていることを自覚していかなければならないと締めくくった。

（文責：前田耕治）

寄稿：福島原発事故による健康被害について(その7)

大倉弘之

5月14日の支部大会では筆者による甲状腺がん多発に対する因果推論と事故の影響評価について、基調講演として発表する機会を与えて頂いた。実は、その内容は玄海原発差止訴訟の原告側の意見書として提出した内容であり、一部は既に前々回「その5」で紹介し、残りの部分も広くお伝えしたいと思っているが、この間、福島県の検討委員会が3月22日と7月20日に開催されて、新たなデータも追加されたため、その最新データを反映させた形で改めてお伝えする予定である。今回は、喫緊の問題となっている汚染水海洋投棄について短くコメントをしておきたい。

JSAの原子力問題研究委員会もこの件について声明「『ALPS処理水』の海洋放出は許されない」を8月9日付で発したが、これまで紹介してきたUNSCEAR2020/

2021検証ネットワークは7月22日に声明「『処理水放出を推奨するものでも支持するものでもない』と表明するIAEA包括報告書を盾とした汚染水の海洋放出強行に反対する」を出した。WEBサイト¹から得られるのでぜひお読みいただきたい。

両声明とも、「処理水」を括弧書きで引用しているのは東電・日本政府が使っている用語であって、実態は依然として汚染水であってそのまま流していいようなものではないからである。そこにIAEA（国際原子力機関）が「安全性」のお墨付きを与えたような印象を与えているが、IAEAの報告書では、放出の決定は日本政府によるもので説明責任も日本政府にあり、IAEAは放出を推奨するものでも支持するものでもないと明記してあるにもかかわらず、そこまで含めて報じたメディアは極めて少なく、大部分のメ

¹ <https://www.unscear2020report-verification.net>

ディアは政府が用意した日本語のプレスリリースをほぼそのまま流した。このようなプレスリリースを用いた偽装と言えるようなことは、先にお伝えしたようにUNSCEAR報告でも行われている。

原爆の日を迎えて改めて被ばく問題の隠蔽や偽装は原爆投下直後から始まったことを想起する。その後「原子カメラ」と呼ばれる国際機関が作られてきたのは核保有国のためであり、その中の一つであるIAEAも、正に日本政府が今回利用したような役割を果たすためにこそ存在してきたと言える。

最後に、5月14日の講演の最後に紹介したIAEA「チェルノブイリ10年後」報告（1996年）からの引用を繰返しておく：

「被曝を軽減してきた古典的放射線防護は複雑な社会問題を解決するためには不十分である。住民が永久に汚染された地域に住み続けることを前提に、心理的な状況にも責任を持つ、新たな枠組みを作り上げなければならない。」

このIAEAが福島県と県立医大との間で協力の覚書を交わしているのである。

（文責：大倉弘之）

京都支部関連行事

1. 第17回女性研究者・技術者シンポジウム

日時：8月19日（土）13:00–17:00

ZOOMによるオンライン開催。参加費無料

テーマ：大学院生から学長までの道のり

基調講演：河野銀子氏（山形大学）

「女性学長を増やすための6つの鍵：女性学長の共同研究を通して」

パネル・ディスカッション「院生からここにいたるまで、そしてこれから」

大竹美登利氏（元東京学芸大学）、岸田未来氏（立命館大学）、宮本ともみ氏（岩手大学）

司会：久米鏡花氏、峰尾菜生子氏

参加ご希望の方は以下のフォームからお申し込みください。

<https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZ1vfuipqzooEtMwjDWDjrMykkmkowL2DwI4n#registration>

担当：笹倉

2. 院生・若手全国ゼミ立ち上げ記念読書会（ZOOM）

日時：2023年8月20日（日）15:00～17:00

〔課題文献〕支え合う社会研究会編、2021、『資本主義を改革する経済政策』かもがわ出版

<http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/sa/1133.html>

〔参加方法〕全国ゼミ以外のイベントやお役立ち情報の共有もかねて、Slackの「JSA院生・若手」のワークスペースへの参加をお願いいたします。Slackに入ると、全国ゼミの詳しい情報とZoom URLが流れてきますので、そちらからご参加ください。

★参加はこちらから→ https://join.slack.com/t/jsa-insei-wakate/shared_invite/zt-20b9fsikx-zV6G9liaIzHPb81zh88b4A

（リンクが切れた場合は下記メールアドレスまでお問い合わせください。）

瀬名波栄志（senaha.eishi.p0@gmail.com）

3. 京都支部 8月読書会 (ZOOM)

日時:8月22日(火)15:30~17:30

特集 2023年7月号「天文学・宇宙物理学30年の進展」

中井論文(左近)／今井論文(坂本)／青木論文(坂本)

<https://us06web.zoom.us/j/81727916299?pwd=TkY2Nlh4UzlhM01USUN0THRbW5VZz09>

ミーティングID: 817 2791 6299

パスコード: 982884

4. 映画上映会 「放射線を浴びたX年後 Ⅲ サイレント・フォールアウト 乳歯が語る大陸汚染」

日時:8月23日(水)18時30分~(開場18時)上映時間96分

会場:龍谷大学響都ホール(京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階)

主催者:反核ネットワーク京都

上映協力募金希望

5. シンポジウム 「親でも、しんどいと言える場所が欲しかったんよ」

日時:10月1日(日)14:00-17:00

会場:堺市総合福祉会館大研修室 (堺区南瓦町2-1 堺東駅より徒歩8分)

オンライン参加可能

オンライン申し込みQRコード



◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆

1. 会員の現況 (8月1日現在)

一般会員 :	169
特別会費会員 :	3
家族割り特別会費会員 :	2
若手会員 :	11
【会員合計】	185人
読者 :	3人

2. 会費納入状況 (7月31日現在)

一般 121/169 (前納の6人を含む) , 特別 0/3, 家族 2/2, 若手4/11
2021年度未納会費 (2022年度は納入) 一般 2

3. 2023年7月決算

2023年度累計		2023年7月決算	
収入累計	1,922,200円	7月収入合計	68,094円
支出累計	1,064,569円	7月支出合計	227,801円
収支累計	857,631円	7月分収支	△159,707円
前年度繰越金	200,451円	前月繰越金	1,217,789円
7月末残高	1,058,082円	7月末残高	1,058,082円